

令和3年第17回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和3年9月2日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和3年9月2日（木）午前11時35分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事（特命担当課長）	（教育センター所長兼務）
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

（書記） 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第43号 渋谷区いじめ防止等対策推進条例に関する意見について

議案第44号 令和3年度一般会計補正予算案に関する意見について

協 議

- (1) 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

[資料1：令和3年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象：令和2年度）]

報 告

- (1) 夏季休業日の延長について

[資料2：夏季休業日の延長について]

- (2) 渋谷区立幼稚園の在り方検討会の設置について

[資料3：渋谷区立幼稚園の在り方検討会の設置について]

- (3) 公益財団法人渋谷区美術振興財団の経営状況について

[資料4：令和2年度公益財団法人渋谷区美術振興財団決算書]

その他

- (1) 令和4年度予算編成方針について

議事運営等

- 令和3年第17回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に坂本委員を指名

■ 教育長報告要旨

○はじめに、8月24日から開催されているパラリンピックの学校連携観戦プログラムについてである。学校連携観戦への参加を取りやめる自治体が複数生じている中、これまで渋谷区では、その教育的効果に鑑み、観戦への準備を進めてきたところである。昨日まで、幼稚園2園、小学校8校、中学校5校が競技観戦をした。競技観戦に際しては、急遽、東京都から、事前の引率者及び子供たちへのPCR検査実施を求められ、また、検体の回収時間や検査結果の学校への連絡時間等、都からの指示も二転三転するなど、事務局や学校では、限られた時間の中、その対応に追われた中での実施となった。観戦自体は、現在のところ混乱もなく、会場では、子供たちは左右の席の間隔を空けて座り、選手たちが得点を上げると声を出さずに大きな拍手を送ったり、タオルを振り回したりしてエールを送っていた。本日を含め、9月5日まで学校連携観戦が実施される。引き続き、学校や保護者と連携し、感染症対策のより一層の徹底を図り、安全・安心な観戦となるよう取り組んでいく。次に、夏季休業の延長についてである。この後、改めて報告するが、8月29日までとしていた夏季休業日について、昨今の感染状況を鑑み、9月5日まで夏季休業を延長した。また、9月6日から11日の期間を、分散登校期間として設定した。小学校1年生から3年生までは、保護者の就労等の家庭の状況を踏まえ原則登校とし、小学校4年生から6年生及び中学生は、原則分散登校としている。この期間は、タブレット端末を活用したこれまでの実践を活かし、オンライン学習と対面での指導を組み合わせたハイブリッドな学習活動に積極的に取り組んでいく。放課後クラブについては、8月30日から9月5日までは夏季休業期間として開室し、分散登校中の9月6日は10時から開室、それ以外は通常の授業日と同様に放課後のみの開室としている。また、昨日の定例校園長会では、夏休みが明けるときのタイミングを捉え、健康推進部長から「新型コロナウイルス感染症の発生状況と学校再開後の留意点」について話していただいた。学校再開後の学校における感染拡大をできる限り防止し、学びを止めないために注意すべき点や、感染が確認された場合の対応などを分かりやすく伝えていただいた。また、教育指導課長による「子供のSOS」に関する研修を実施した。身近な大人は、子供の態度に現れる微妙なサインに注意を払い、子供たちの不安や悩みの声に耳を傾け、受け止めると共に、子供は信頼出来る大人にSOSを出すことが出来るよう、改めて「SOSの出し方に関する教育」の推進の重要性を伝えた。新型コロナウイルス感染症による日常生活での大きな変化もあいまって、児童・生

徒の心は不安定になる場合が考えられる。引き続き、教育委員会として、学校と連携をしながら、子供たちの心身の状況や変化に注意を払い、児童・生徒やその保護者の心にしっかり寄り添った対応をしていく。

◆議案第43号

渋谷区いじめ防止等対策推進条例に関する意見について

一◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○条例の制定に当たり、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。制定理由は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためである。具体的には、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処について、区、教育委員会、学校、保護者の責務、そして、地域住民及び関係機関の役割を明確に示すことで、緊密な連携を促進し体制強化を図りたいと考えている。主な内容について説明する。第3条では、基本理念として、第1項に、いじめが全ての児童等に関係する問題であり、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることに鑑み、児童等が安心して生活し、学ぶことが出来るよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることとしている。第5条では、教育委員会の責務として、教育委員会は基本理念の通り、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる責務を有するとしている。第10条では、区は、文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、渋谷区いじめ防止基本方針を定めることとしている。第13条では、教育委員会は、基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、渋谷区教育委員会いじめ問題対策委員会を置くとしている。第14条では、教育委員会によるいじめに対する措置として、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行うものとしている。本条例は、公布の日から施行することとしている。

一◇質疑応答

(松澤委員)

○渋谷区いじめ防止等対策推進条例を改めて制定することになったきっかけや事情について教えてほしい。

(教育指導課長)

○特段の事案があつて制定するものではなく、また、法律で制定することを義務付けられているものでもない。いじめに関しては、学校の職員や保護者、教育委員会等、社会が総掛かりで対峙していく必要があり、他の自治体においても、この条例を設置して対応している例が多く見られることから、渋谷区においても体制を強化していくために制定するものである。

(松澤委員)

○学校から教育委員会への速やかな報告については、学校現場の様々な背景事情から、難しいところもある推測するが、可能な限り速やかな報告を改めてお願いしたい。是非、条例を制定した上で、いじめは絶対に許さないという姿勢での運用をお願いしたい。

(平岩委員)

○条例を制定して終わりではなく、現場の先生方にも共有してほしい。また、条例の内容を具体的に示すことが大事だと思うので、是非、校長会等で共有をお願いしたい。

(坂本委員)

○条例の制定はもちろん大事だが、子供たちに理解やすいものが別にあつても良いと思った。

(教育指導課長)

○条例の制定に当たり、大元にいじめ防止対策推進法があり、この法律の中では、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることが明確に示されている。これを受け、渋谷区いじめ防止基本方針を定めることとしており、誰が見ても分かりやすい内容で定めていきたいと考えている。

(坂本委員)

○子供たちが読んで分かるものや理解出来る文章も作っていただき、子供たちに説明する場があつても良いと思った。

(平岩委員)

○最終的には、子供たちが自分たちでいじめを止める力を付けていくことが重要なゴールである。また、小学校2年生にいじめが多いというデータもあるため、小さな子供でも理解出来るようなものを別に作っていくことは大事だと思った。

(大日方委員)

○条例が定められることは非常に重要なことだと感じている。重大な問題が起こる前に対処することが事の本質だと思うので、子供たちにはなぜいじめが駄目なのかということから自ら考えられるようにならなければいけないと思った。重大事態が起こる前の対応について、強く期待している。

---◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第44号

令和3年度一般会計補正予算案に関する意見について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○令和3年度一般会計補正予算案の編成に当たり、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。補正予算の概要は、いじめ問題対策委員報酬に係る内容である。いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処について、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年第3回定例会において、「渋谷区いじめ防止対策推進条例」を上程することとなった。本条例において、「渋谷区教育委員会いじめ問題対策委員会」等を設置することとしており、委員に係る報酬が必要となることから、予算額として、19万8千円を計上している。

---◇質疑応答 -----

○なし。

---◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆協議1

渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○「令和3年度 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」案について説明する。こちらについては、8月5日の

定例会において、外部評価欄が空欄のものを報告したが、この度、学識経験者からの意見を取りまとめたものを、改めて、協議するものである。なお、学識経験者からの意見については、既に、本人の確認をいただいたものとなっている。報告書案の概要について説明する。今回の報告書は、令和2年度実施の事業を点検・評価の対象としている。目次に続き、報告書1ページは、例年同様、趣旨を記載し、実施方法については、2ページ(1)に記載のとおり、基本構想、長期基本計画、実施計画における主要施策のうち、15事業について点検・評価を行うことを記載している。また、法の規定により、学識経験者の知見の活用を図ることとなっていることから、(3)のとおり、昨年度と同様に、学校法人渋谷教育学園理事長田村哲夫先生と、國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授鈴木みゆき先生にお願いし、7月29日に意見をいただいている。3ページであるが、令和2年度の渋谷区教育委員会の活動における特徴的な取組として、渋谷区就学前教育プログラム改訂や英語教育、ICT教育、子供の読書活動推進等、6項目を述べている。4ページには、渋谷区教育大綱を掲載し、5ページから9ページにかけて、令和2年度における渋谷区教育委員会の教育目標と基本方針を記載している。10ページ、11ページであるが、対象事業について、基本構想等を踏まえて記載しており、表の項目は、長期基本計画、実施計画の項目、事業名及び所管を記載している。12ページ以降は、点検・評価シートである。点検・評価シートについては、これまで教育委員からご指摘いただいた点を踏まえ、一部見直しを図っている。評価対象年度(令和2年度)の前後の年度における事業計画を記載するとともに、その事業計画に対する実施状況をアウトプット指標として記載し、評価対象年度の前後の比較をしやすいように記載している。取組効果の定量化を表すまでには至っていないものの、事業目標及び事業計画に対する活動指標として記載している。今後の流れであるが、本日協議をいただき、その結果を踏まえて、次回の定例会に議案として提出させていただきたいと考えている。

—◇質疑応答

(平岩委員)

○予算どおり執行出来ていない事業については、その理由を特記事項に記載した方が良いと思う。具体的には、24ページのオリンピック・パラリンピック教育や、31ページの教員の働き方改革の推進、49ページのコミュニティ・スクール、55ページの職場体験学習である。31ページの教員の働き方改革の推進については、現在分かっている要因があれば教えてほしい。

(教育指導課長)

○理由を確認の上、特記事項に記載したいと思う。

(坂本委員)

○オブザーバーとして参加させていただき、田村先生の点検・評価の際のお話はとても参考になり、長く渋谷区で教育を担ってきた方の意見だと感じた。また、例年、田村先生と鈴木先生に評価していただいていることから、対象となっている事業に対する評価が似通ったものになってしまうのではないかと考えた。このため、外部評価を受ける前に、これまで指摘された点は改善しているということについて、事前にお示しした方が、一つ先のステップで話が出来ると感じた。

(松本委員)

○就学前オープンスクールと就学前教育プログラムの研究・実践については、どちらも保幼小の接続に対するアクションにつながっており、事業の枠組みが二つあるのであれば、一つは円滑な保幼小への接続という視点、もう一つは幼児教育や保育の質に観点を当てた施策につなげていくというように、今後、全体として施策を考える際に意識して進められると良いと思った。

(大日方委員)

○昨年度、新型コロナウイルスの影響で多くの事業が中止になっていると思うので、これについては全体として記載する方法が良いと思った。また、渋谷区教育大綱の中でのリンク付けが体系的に分かった方が、事業の評価がしやすいと考える。例えば、24ページのオリンピック・パラリンピック教育は、渋谷区教育大綱の中では、どうリンクするのかについて、もう少し踏み込んで書いても良いと思った。また、「障がい者理解」や「ボランティアマインド」等、言葉の持つイメージを整理するタイミングに来ていると感じており、抽象性の高い言葉に関しては、事前に外部評価の先生とも認識を合わせた方が良いと思った。最後にスポーツについては、教育委員会の管轄では無くなっており、オリンピック・パラリンピック教育と学校における子供の運動活動・スポーツ、体育をリンクさせにくくなっていることに改めて気が付いた。この部分については、どこで評価するのか、また他の教科とはどのようにリンクさせていくのかについて、教育委員会として整理していただき、今後の方向性について相談させていただきたい。

(松澤委員)

○外国語教育については、児童・生徒のバックグラウンドやどれだけ英語教育に触れてきたか等、個に応じた対応が求められてくると思った。点検・評価

シートでは、個に応じた対応についてどのように記載しているのか教えてほしい。

(教育指導課長)

○学校現場での活動を確認の上、特記事項に記載する内容について検討していきたいと思う。

(平岩委員)

○1点目であるが、この報告書の趣旨について改めて教えてほしい。2点目であるが、放課後クラブの有料プログラムの導入については、もう少し記載があっても良かったと思う。児童が満足してくれたのかという質の部分について一番知りたいので、アンケートが難しいようであれば、参加者数でも満足度を知れると思った。また、課題で記載している活動場所の確保については、仕様書の内容について、委託事業者だけでなく学校にも共有し、来年度以降の点検・評価の中でチェックすることで、PDCAサイクルが回る状態になると思った。

(教育政策課長)

○この報告書の趣旨であるが、渋谷区長期基本計画や実施計画で掲げられているような主要な事業については、学識経験者の広い知見や俯瞰的な視点を生かしながらPDCAサイクルの中で最適化を図っていくことで、着実な推進につなげていくものである。また、アウトプットや報告書の記載方法については、未だ改善の余地があると思っているので、個々の事業の趣旨や目的がどれだけ達成されているのか、そして達成を判断する指標としてどのような資料が適切なのかという点について、今後、工夫をしながらより良いものにしていきたいと考えている。

(平岩委員)

○報告書については、3カ年で記載していただいたことで、流れや継続して力を入れている点について、よく分かるようになった。

(松本委員)

○各年度の事業目標の設定に教育委員として関わるタイミングはあるのか。

(教育政策課長)

○点検・評価をご覧いただく場や、渋谷区総合教育会議、教育委員会定例会終了後の連絡の場において、教育委員の意見等を頂戴し、反映することで目標

設定に結び付けていきたいと考えている。

(松本委員)

○様々な学識経験者が参加される場もあるので、教育委員から学識経験者に対して意見を聞く場があっても良いと思った。

—◇議事結果 -----

○協議終了とする。

◆報告 1

夏季休業日の延長について

—◇説明要旨 -----

(教育長)

○本件については、本来であれば、教育委員会において、議案を提出するところであるが、急施の案件であったため、私が代理で処理したものである。代理で処理した内容について、教育指導課長より報告する。

(※別紙資料 2 に基づき教育指導課長が説明)

○夏季休業日の延長について報告する。夏季休業日の延長期間は、令和 3 年 8 月 30 日から令和 3 年 9 月 5 日までである。延長理由は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ることとしている。根拠規定は、渋谷区立学校の管理運営に関する規則第 3 条の 2 第 1 項第 7 号「その他 渋谷区教育委員会が定める日」である。次に、教育長の代理処理についてである。本件は急施を要するため、渋谷区教育委員会の権限委任に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、教育委員会に代わって教育長が代理で処理を行った。なお、同条第 2 項により、令和 3 年第 17 回教育委員会定例会にて報告し、承認を求めるとする。

—◇質疑応答 -----

○なし。

(教育長)

○本事項を承認してよろしいか。

(各委員)

○よろしい。

(教育長)

○本事項は承認されたものと認める。

--◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告 2

渋谷区立幼稚園の在り方検討会の設置について

--◇説明要旨 -----

(※別紙資料 3 に基づき教育政策課長が説明)

○渋谷区立幼稚園の在り方検討会の設置について報告する。設置目的であるが、近年、区立幼稚園の園児数が減少傾向にある中、区民ニーズや、学校施設長寿命化計画とも連動した施設の老朽化対策を念頭に置き、今後の区立幼稚園の在り方や、幼稚園の適正配置、また、幼児教育の推進方策について検討することを目的として、渋谷区立幼稚園の在り方検討会を設置するものである。検討会委員については、区立幼稚園代表、私立幼稚園代表、認定こども園代表のほか、有識者として、「渋谷区就学前プログラム策定」にもご参画いただいていた大阪総合保育大学児童保育学部特任教授の神長先生及び子ども家庭部における子育て施策に関してご助言をいただいている東京大学大学院教育学研究科教授の遠藤先生にご協力いただくこととなっている。今後のスケジュールについてであるが、9月以降、年度内に5回程度開催を予定している。検討の背景としては、区立幼稚園の入園者数の減少傾向や、学校施設長寿命化計画と連動した施設建替えの必要性のほか、幼児期における教育の重要性の認識が高まっていること、都市化や核家族化、少子化等の社会状況の変化に伴う総合的な子育て支援の必要性、また、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点からの教育委員会の関与の在り方を挙げている。検討事項及び論点としては、大きく5点を挙げている。1点目であるが、まず、区立幼稚園園児数の減少傾向は、どのような要因なのかを区民ニーズの把握と共に分析を行う。2点目であるが、区立幼稚園は区民ニーズに対応しているか、また、区民ニーズ（保護者の就労状況、教育・保育の内容の充実など）に広く対応した幼児教育施設とはどうあるべきかについて議論いただきたいと考えている。3点目であるが、これからの幼児教育施設に求められる機能・役割はどのようなものか、例えば、区立幼稚園のほか、幼児教育を担う施設としては、認定こども園、保育所などもあり、そうした区内全域の幼児教育の充実のために、区立幼稚園がどのような役割・機能を果たしていくべきのかなども議論いただきたいと考えている。4点目であるが、そうした幼児教育施設に対して、学校教育を所管し、専門性を有する教育委員会の関与はどうかについて議論いただきたいと考えてい

る。5点目であるが、区立幼稚園の適正配置などについて議論いただきたいと考えている。なお、論点の内容については、検討会の中でご意見をいただきながら、適宜見直していきたいと考えている。

—◇質疑応答

(坂本委員)

○保護者の意見を入れるような検討委員の構成ではなくて良いのか。また、幼児教育の重要性は承知しているが、この検討会は、幼稚園の重要性について検討するものなのか教えてほしい。

(教育政策課長)

○保護者ニーズについては、子ども家庭部において、平成31年に渋谷区子ども・子育て支援事業計画を立てており、その中でアンケート調査を実施している。まずは、アンケート結果の分析を中心に行っていきたいと考えている。また、園長先生にもご出席いただいていることから、それぞれの立場で認識されている保護者の声についても、検討会の中で丁寧に聞き取っていきたいと考えている。幼稚園の在り方については、これまで区立幼稚園が担ってきた幼児教育の実績の蓄積は生かしていくべきと考えているが、昨今の状況から、区民ニーズをしっかりとくみ取りながら検討会の中で意見を整理していきたいと考えている。

(松本委員)

○国では、幼児教育推進体制について議論されているが、まず、幼児教育や保育の質をどのように高めていくのかについては、公立の幼稚園はリーダーシップを発揮出来ると思う。次に、福祉の領域に踏み込んだ内容については、公立の幼稚園がどのように連携を図っていくのが重要だと思う。検討会では、これらの議論もしていただきたいと思う。

—◇議事結果

○了承する。

◆報告3

公益財団法人渋谷区美術振興財団の経営状況について

—◇説明要旨

(※別紙資料4に基づき生涯学習振興課長が説明)

○公益財団法人渋谷区美術振興財団の経営状況について報告する。公益財団法人渋谷区美術振興財団は令和3年4月から渋谷区文化・芸術振興財団となり、白

根記念渋谷区郷土博物館・文学館も運営しているが、今回は令和2年度の決算であり、松濤美術館のみが対象となっている。最初に令和2年度渋谷区立松濤美術館事業実績であるが、令和2年度は、当初5件の特別展を予定していたが、コロナ禍のため、「いっぴん、ベッピン、絶品！～歌麿、北斎、浮世絵師たちの絵画」展は開催中止、「フランス・ベーコン」展は令和3年度に延期となったため、3件の開催となっている。6月2日から9月22日までの98日間、「真珠—海からの贈りもの」展を開催した。古代から近代に至るまで、各国で制作された宝飾品や日本における真珠の歴史について展示した。入館者は10,727人であった。10月3日から11月23日までの44日間、「後藤克芳 ニューヨークだより “一瞬一瞬をアートする”」展を開催した。ニューヨークを舞台にポップアートに取り組み、活躍した後藤克芳の作品を展示した。入館者は5,487人であった。12月5日から1月31日までの44日間、「舟越 桂 私の中にある泉」展を開催した。現在、日本を代表する彫刻家である舟越桂の彫刻作品、ドローイング、版画を展示した。入館者は12,444人であった。また、2月12日から23日までの10日間、「2021 松濤美術館公募展」を開催し、2月12日から23日及び2月27日から3月7日までの18日間、サロン展「南 薫造 日々の美しきもの」展を開催した。入館者は2,393人であった。年間の開館日数は204日間であり、昨年度より34日間減少している。年間の入館者数は31,051人であり、昨年度より20,868人減少している。一日平均入館者数は152人であり、昨年度より66人減少している。入館料は1,120万1,710円であり、昨年度より311万1,620円減少している。次に、資料3ページ貸借対照表は、令和3年3月末の財産の状況を表したものである。負債及び正味財産合計であるが、8億1,118万3,212円であり、昨年度より946万7,212円の増である。主な理由であるが、現金預金が699万6,453円増加したことや、退職給付引当資産が232万749円増加したことによる。なお、現金預金が増えた理由であるが、展覧会の開催中止、休館により、区返還金が増えたことによる。続いて、4ページ、5ページの正味財産増減計算書であるが、財団の収支、損益の状況を表しているものである。まず、収入に当たる経常収益であるが、1億7,606万5,338円であり、昨年度より1,171万7,470円の減額になっている。主な理由であるが、コロナ禍に伴い特別展を中止、また令和3年度に延期したことにより、図録等の販売が減少したことによる。次に、支出に当たる経常費用である。展覧会の開催経費である事業費であるが、1億6,037万456円であり、昨年度より1,196万2,676円の減になっている。主な理由であるが、コロナ禍に伴い特別展を中止、また令和3年度に延期したことによる。施設の運営に当たる管理費であるが、1,475万4,197円であり、昨年度より129万9,768円の減にな

っている。主な理由であるが、理事会を書面開催にしたことにより役員報酬が減になったこと、退職者が1名発生したことにより退職給付費用が減になったことによる。経常費用の合計は、1億7,512万4,653円である。収入に当たる経常収益から支出に当たる経常費用を差し引いた評価損益等調整前当期経常増減額は94万685円である。そして、94万685円から、法人税、住民税及び事業税の25万2,200円を差し引いた、68万8,485円が当期一般正味財産増減額である。続いて、6ページ、7ページは正味財産増減計算書の内訳表である。続いて、8ページから9ページは、財務諸表に対する注記である。10ページは附属明細書である。11ページは財産目録である。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○了承する。

◆その他

(1) 令和4年度予算編成方針について

--◇説明要旨 -----
(教育委員会事務局次長)

○8月30日付けで、「令和4年度予算編成方針について(通達)」が区長名で発出された。前文では、「我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。」ことから「歳入についても、不安定な状況が続くことを見込む必要がある。」と記載されている。次に、3ページ2 重点項目は、基本構想の政策分野別に記載されている。教育に関係するところは、(1)子育て・教育・生涯学習分野の3ページでは、ウ「放課後クラブ事業」について触れられており、「事業の実施状況を詳細に分析し、更なる質の向上に努めるとともに、今後の在り方についても検討を進めること。」が記載されている。また、(3)健康・スポーツ分野の4ページでは、イ「学校部活動」について触れられており、その中で、「学校の校庭について、天然芝生化を推進すること。」が記載されている。また、(6)文化・エンタテイメント分野の5ページでは、イ「松濤美術館と白根記念・郷土博物館文学館」について記載されている。今回の大きな特徴であるが、6ページに、3 枠配分方式の導入について記載されている。経常的経費のうち、毎年度連続して固定的に支出される経費については、原則的に査定は行わないこととしている。また、7ページ、5 経費の見積もりについては、昨年度も記載があ

ったが、(1) 新規事業やレベルアップ事業については、「所要額の全部又は一部に充てる財源を、補助金の活用や所管既存事業の見直しなどにより、所管において確保することを基本とする。」としており、今年度の枠を超えない範囲で認めることを示している。また、8 ページ、6 職員人件費については、「本区は I C T 環境を整備し、業務効率化と職員の生産性向上を図ってきたことから、業務量増加への対応策を安易に増員に求めるのではなく、マンパワーの配分の適正化による解決を優先させること。また、会計年度任用職員については、実態を把握し、R P A ・ A I - O C R の活用」にも言及している。予算編成方針の詳細な内容については、お目通しいただきたい。この方針を踏まえて、令和 4 年度予算要求作業を各所管で進めているところである。

—◇質疑応答

○なし。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 坂 本 眞理子